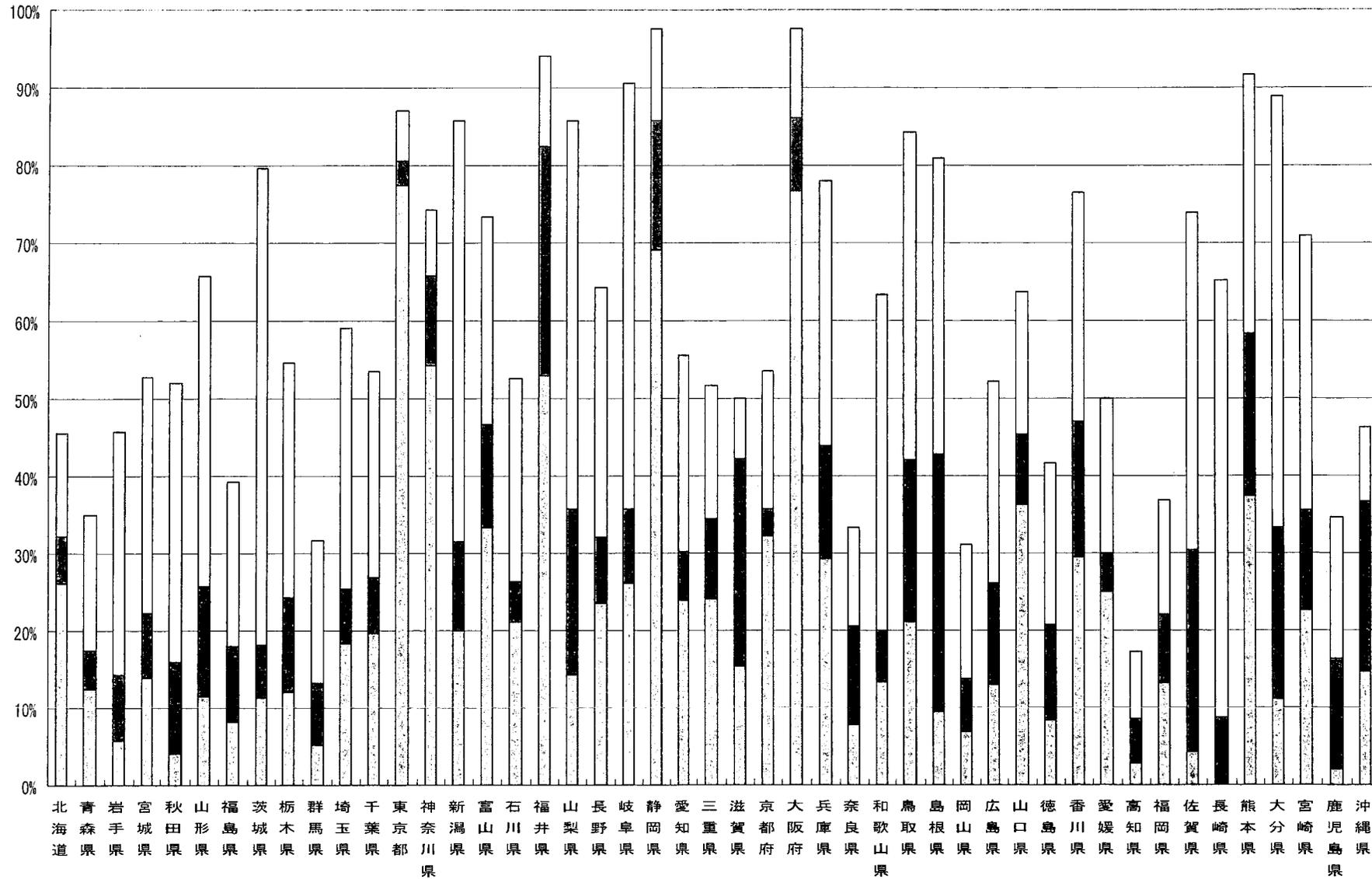


### 都道府県別市町村地域福祉計画策定状況(平成18年10月1日現在)

□ 平成19年度以降に策定する予定  
 ■ 平成18年度以内に策定が終わる予定  
 □ 平成18年9月末までに策定済み



主な取り組み例

- 地域ニーズを把握するための住民懇談会の開催、調査の実施、関係者の連携による検討会の開催等、様々な工夫により策定が進められている。

市町村	担当部署	取り組み
A 市	福祉課	市内のコミュニティ単位を200か所設定し、きめ細かな住民懇談会を開催し、地域ニーズの明確化と住民参加の徹底を図り策定。
B 市	健康福祉総務課	自治会と社会福祉施設が核となり、「施設と地域の関わり」や「地域住民と利用者の関わり」を中心に、福祉コミュニティづくりに向け策定。
C 市	地域福祉推進課	各地区での「地域福祉懇談会」の開催、「住民の福祉意識調査」、「障害当事者・介護者のニーズ調査」等により、住民の参加を図り策定。
D 市	障害福祉課	市職員と市社協職員を中心とした「検討会」、「ワーキンググループ」を設置し、両者の相互理解を深め、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定。また、中学校区ごとに地区策定委員会を設けて、小中高の児童、学生委員の参加も図り、地区ごとの計画を策定。

## 計画の内容例

- 区域内の学区等の地区ごとに住民活動を中心とした計画を策定し、市町村地域福祉計画に位置づける（E市の例）ところもある。

### E 市

1. 思いやる心づくり
2. 市民への意識啓発
3. 地域福祉を担う人材育成
4. 在宅サービスの充実
5. 居住型施設サービスの展開
6. ネットワークの推進及び拠点の整備
7. サービスの利用者支援
8. 総合相談体制の確立
9. 地域交流と地域おこし
10. 人と地域資源の開発
11. 基金等の有効活用
12. 安心・安全な地域生活
13. 福祉と健康の技づくり
14. 各地区の地域福祉活動計画

### F 市

1. 市民本位の福祉サービス
  - ・情報提供の充実
  - ・相談体制の充実
  - ・利用援助体制の充実
  - ・人権の擁護
2. 市民の支えあい活動の活性化
  - ・福祉コミュニティ
  - ・ボランティア・NPO活動支援
  - ・福祉活動・交流の場づくり
  - ・福祉意識の高揚・人材の育成
3. 誰もが参加できる健康・生きがいつくり
  - ・健康づくり・生きがいつくり支援
  - ・健康・生きがい活動の場づくり
  - ・人にやさしい街づくり
4. 連携のとれた施策・活動の推進
  - ・保健・医療・福祉の連携
  - ・市民・事業者・行政の連携・協働
  - ・社会福祉協議会との連携・協働
  - ・各種計画の連携・推進

## 沿革

年	月	事 項
平成10年 (1998年)	6	<p>「社会福祉基礎構造改革のまとめ（中間報告）」＜中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会＞ （要旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「対等な関係の確立」「地域での総合的な支援」「多様な主体の参入促進」「質と効率性の向上」「透明性の確保」「公平かつ公正な負担」「福祉の文化の創造」を基本的方向とし改革を進める必要があり、改革の具体的内容としては、「社会福祉事業の推進」「質と効率性の確保」「地域福祉の確立」を柱として改革を進めていくことが必要。</li> </ul> <p>（地域福祉計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、社会参加でき、その人らしい生活が送れるよう、それぞれの地域において総合的なサービスを受けられる体制を整備することが重要。</li> <li>・ このため、現在、老人、障害者、児童といった対象者ごとに策定されている計画を統合し、都道府県及び市町村のそれぞれを主体とし、当事者である住民が参画して策定される地域福祉計画を導入する必要がある。計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考えることが必要。</li> <li>・ 地域福祉計画においては、住民が身近なところで総合的な相談を受けられ、サービスの適切な利用と結びつける体制整備や、保健・医療・福祉の総合的な展開と併せて、教育、就労、住宅、交通などの生活関連分野との連携に配慮することが必要。</li> <li>・ 計画の策定に当たっては、構造物に着目した街づくりにとどまらず、人間の活動を重視したまちづくりの視点も持つことが必要。</li> <li>・ 地域住民の参加による活動が全国で広がりがつつあり、また、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の成立など、こうした活動の基盤整備も進められている。こうした状況を踏まえ、地域福祉計画においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携を図っていくことが重要。</li> <li>・ このため、地域福祉計画の策定を通じて地域の福祉活動における公と民の役割分担についての合意を形成することが必要。</li> <li>・ なお、個人の行動範囲が拡大している今日、地域を越えて広く利用されるような先駆的サービスに重要性があることにも留意することが必要。</li> </ul>

年	月	事 項
平成10年 (1998年)	12	<p>「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」＜中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会＞ (要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中間まとめ」に示した社会福祉の理念の実現に向け、個人の権利や選択を尊重した制度の確立、利用者支援の仕組みや適正な競争などを通じた質の高い福祉サービスの拡充、地域での総合的な支援が行われる体制の構築を目指し、基礎構造の改革、強化を図っていくことが必要。</li> <li>・ 今後、「中間まとめ」に沿い、関係審議会等の意見を十分聴きながら社会福祉事業法等の改正法案の策定等を進め、「1 利用者の立場に立った福祉制度の構築」「2 社会福祉事業の推進」「3 地域福祉の充実」について、特に配慮する必要がある。 (地域福祉の充実)</li> <li>・ 都道府県及び市町村が策定する地域福祉計画においては、個別計画との整合性、保健・医療・介護分野との連携を図ること。計画の策定に当たっては、住民本位のまちづくりや幅広い地域住民の参画の視点を持つことが必要。</li> </ul>
平成12年 (2000年)	5	<p>「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案に対する付帯決議（衆議院厚生委員会）」 (内容)</p> <p>地域福祉計画の策定に当たっては、各福祉分野における個別計画との整合性に留意することとし、地域におけるサービス提供基盤の整備や保健・医療・介護分野との連携システムを確立するため、数値目標の設定も視野に入れ、全市町村が速やかに策定できるよう、地方分権の趣旨を踏まえつつ、財政的、技術的な支援を講じること。</p> <p>「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案に対する付帯決議（参議院国民福祉委員会）」 (内容)</p> <p>地域福祉計画の策定に当たっては、各分野における個別計画との整合性に留意し、数値目標の設定も視野に入れ、全市町村が速やかに策定できるよう、財政的、技術的な支援を講じること。また、社会福祉協議会が、広く住民の参加を求めるとともに、他機関・団体との積極的な連携により、組織の強化・運営の適正化を図るよう指導すること。さらに、民生委員・児童委員については、任務の遂行、活動費の使用方法などの実態を調査し、また、年齢構成等その任命の在り方について配慮するとともに、委員に対する研修の強化を図ること。</p>

年	月	事 項
平成12年 (2000年)	12	「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」〈社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書〉 今日の「つながり」の構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康的で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう（ソーシャルインクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある。このため、公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である。特に、地方公共団体にあつては、平成15年4月に施行となる社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定、運用に向けて、住民の幅広い参画を得て「支えあう社会」の実現を図ることが求められると提言。
平成13年 (2001年)	7	社会保障審議会福祉部会（地域福祉計画策定指針の在り方の審議）（～平成14年1月）
平成14年 (2002年)	3	地域福祉計画担当全国会議の開催
	4	上記の審議会報告を策定指針として位置づけ、都道府県に通知
平成15年 (2003年)	4	社会福祉法上の地域福祉計画策定規定の施行
		<p>モデル地域福祉計画策定市町村選定（福祉自治体ユニットの協力）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に平成15年度当初から取り組む</li> <li>・ 住民座談会等住民参加の取り組みを積極的に行い、策定指針に沿った計画策定に取り組む</li> <li>・ 定期的に本省に集まり、取組状況等について情報交換を行うとともに、内容については、全国に情報提供する</li> <li>・ 計画策定に当たっては、取組の途中経過を含め、厚生労働省ホームページへのリンク等により積極的に情報発信する</li> <li>・ 全国から人口規模等に応じて15ヶ所程度を選定</li> </ul>

年	月	事 項
平成15年 (2003年)	4	モデル地域福祉計画策定市町村説明会
	6	市町村地域福祉計画策定率(10.4%) ※. 当該年度中の策定予定を含む。(以下の策定率についても同様)
	9	モデル地域福祉計画策定市町村第1回意見交換会
平成16年 (2004年)	2	地域福祉計画パイオニア・カレッジ(モデル地域福祉計画策定市町村の事例報告)
	8	モデル地域福祉計画策定市町村第2回意見交換会
	12	地域福祉計画パイオニアカレッジ(モデル地域福祉計画策定市町村の事例報告)
平成17年 (2005年)	4	市町村地域福祉計画策定率(24.0%)
平成18年 (2006年)	10	市町村地域福祉計画策定率(33.8%)
平成19年 (2007年)	8	新潟県中越沖地震の際、要援護者の関する情報の共有が不十分な地域では安否確認等が迅速に行えなかったことから、要援護者情報の把握、共有方策について市町村地域福祉計画に盛り込む旨、都道府県知事宛通知

**「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」  
(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)の概要**

＜はじめに ー地域福祉推進の背景と必要性ー＞

- 個人の尊厳を重視し対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要
- 社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要
- 地域福祉計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして、自治体の首長、議会のリーダーシップを期待

＜地域福祉推進の目的＞

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」

＜地域福祉推進の理念＞

- (1) 住民参加の必要性
- (2) 共に生きる社会づくり
- (3) 男女共同参画
- (4) 福祉文化の創造

＜地域福祉推進の基本目標＞

- 生活課題の達成への住民等の積極的参加
- 利用者主体のサービスの実現
- サービスの総合化の確立
- 生活関連分野との連携

＜市町村地域福祉計画＞

(1) 計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
  - 目標の提示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
  - 目標達成のための戦略

- ア 相談支援体制の整備
- イ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立
- ウ サービスの評価等による利用者の選択の確保
- エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

④ その他地域福祉を推進する上で必要と認められる事項(市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等)

(2) 計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

- 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームも有効
- 社会福祉士、保健師等専門職が中核的役割を担う

② 地域福祉計画策定委員会

- 地域住民、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する策定組織の設置
- 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

③ 地域福祉計画策定方針の決定

- 住民等の意見を十分反映させる旨の策定方針

④ 地域福祉計画の目標の設定

- 可能な限り数値目標を示す、数値目標になじまないものも具体的であることを旨とすること

⑤ 地域福祉計画策定の手順

- 地域社会の生活課題を発見し解決するには、住民等の主体的参加が欠かせないことを、まず住民等に伝える
- 住民等の参加を得るためには情報伝達が重要、特に支援を必要とする人々への情報伝達に配慮

- ⑥ 市町村社会福祉協議会の役割
  - 計画策定に積極的に協力することを期待
  - 社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画と相互に連携を図る
  
- ⑦ 社会福祉法人の役割
  - 計画策定に積極的に参加するとともに、福祉サービスの拠点としての役割を期待
  
- ⑧ 民生委員・児童委員の役割
  - 計画策定に積極的に参加するとともに、地域福祉活動の担い手となることを期待
  
- ⑨ 地域福祉圏域及び福祉区の設定
  - 他の法定計画との整合性の確保等に鑑み、必要に応じて圏域を設定
  - 複数の市町村が広域的に活動する、規模の大きな市町村は管内を分割する、住民の生活に密着した福祉区の設定等
  
- ⑩ 計画期間及び公表等
  - 計画期間は概ね5年とし3年で見直すことが適切
  - 計画を評価する体制の確保が必要
  - 策定後すみやかに公表し都道府県に提出
  
- ⑪ 他の計画との関係
  - 高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これら計画を内包する
  - 地域福祉計画と策定済みの他の計画の対象分野とが重なる場合、既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができる

#### <都道府県地域福祉支援計画>

##### (1) 支援計画に盛り込むべき事項

- ① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
  - 管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
  
- ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
  
- ③ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等

- ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
- ・ サービスの質の評価等の実施方策
- ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
- ・ 地域福祉権利擁護事業(平成19年度より日常生活自立支援事業)、苦情解決制度等の実施体制の確保

④ その地域で、各市町村が地域福祉計画を達成する上で必要と認められる事項(都道府県社会福祉協議会の活性化等)

(2) 支援計画の基本姿勢

- ・ 市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援する

(3) 支援計画策定の体制と過程

① 都道府県行政内部の計画策定体制

- 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームも有効

② 地域福祉支援計画策定委員会

- 地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療従事者、都道府県職員等が参加する策定組織を設置
- 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

③ 支援計画策定方針の決定等

- 平成14年度のできるだけ早期に地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当

④ 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

- 社会福祉協議会及び共同募金会等は、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことを期待

⑤ 地域福祉圏域の設定

- 他の法定計画との整合性の確保等に考慮し、市町村と相談の上必要に応じて圏域を設定

⑥ 計画期間及び公表等

- 計画期間は概ね5年とし3年で見直すことが適切
- 計画を評価する体制の確保が必要

⑦ 他の計画との関係

- 地域福祉支援計画と策定済みの他の計画の対象分野とが重なる場合、既定の計画の全部または一部をもって地域福祉支援計画の一部とみなすことができる

## 社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)―抜粋―

(地域福祉の推進)

### 第四条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

### 第六条

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

### 第七十七条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

### 第八十条

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## 老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号) 一抜粋一

(市町村老人福祉計画)

### 第二十条の八

市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(都道府県老人福祉計画)

### 第二十条の九

都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

5 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

## 介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

(市町村介護保険事業計画)

### 第一百十七条

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(都道府県介護保険事業支援計画)

#### 第一百十八条

都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

4 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### 障害者自立支援法(平成十七年十一月七日法律第二百二十三号) 一 抜粋一

(市町村障害福祉計画)

#### 第八十八条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。